

平成29年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎議案補充説明

- 1 議案第159号「財産の処分について」・・・・・・・・・・ 1

◎所管事項説明

- 1 三重県広域受援計画（仮称）素案について・・・・・・・・ 2
- 2 平成29年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の検討状況について・ 23
- 4 三重県版タイムライン（総括部隊用）試行版の検証及び
他部隊タイムラインの検討状況について・・・・・・・・ 31
- 5 「南海トラフ地震に関連する情報」について・・・・・・・・ 49
- 6 平成29年度三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

◎資料

別冊 「三重県広域受援計画（仮称）」素案

別冊 平成29年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）

平成29年12月12日

防災対策部

議案第159号

1 財産の処分について

1 三重県防災ヘリコプター1式の処分について

三重県防災ヘリコプター「みえ」は、平成4年度に7億6,220万円で購入し、平成5年4月1日から運航を開始、24年5ヵ月の運航期間を経て、平成29年8月31日に引退しました。

このため、防災ヘリコプターについて売り払うものです。

2 売払いの状況

三重県防災ヘリコプター1式の売却として一般競争入札を実施し、最高価格で入札した株式会社ティー・エム・シー・インターナショナル（代表取締役 西村隆夫）と1億8,954万円で仮契約を締結しています。

(参考) 入札結果

入札方法：一般競争入札

入札日：平成29年10月10日

参加者数：5社

入札価格：【最高】175,500,000円（税抜）

【最低】91,990,990円（税抜）

契約金額：189,540,000円（消費税及び地方消費税14,040,000円を含む）

契約相手方：東京都渋谷区広尾二丁目1番15号

株式会社ティー・エム・シー・インターナショナル

代表取締役 西村隆夫

1 三重県広域受援計画（仮称）素案について

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要です。

このため、緊急輸送ルートや活動拠点、様々な受援活動等を整理した「三重県広域受援計画（仮称）」を本年度末に策定することとしており、市町や関係機関との検討などを経て、このたび、現在の策定状況を「素案」としてとりまとめを行いました。

1 三重県広域受援計画（仮称）素案の構成等

（1）構成

- 第1章 総則
- 第2章 緊急輸送ルートに関する計画
- 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画
- 第4章 医療活動に関する計画
- 第5章 物資調達に関する計画
- 第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画
- 第7章 ボランティアの受け入れに関する計画
- 第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画
- 第9章 自治体応援職員の受け入れに関する計画

（2）計画の適用

- ①国のプッシュ型支援等が開始される判断基準（あらかじめ定めた地域において、震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報の発表）を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合

2 各分野について

（1）緊急輸送ルートに関する計画

①要旨

被害が甚大な地域へ到達するためのルートの確保は、あらゆる災害応急対策活動の基礎であることから、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートを事前に定めるとともに、道路の被災状況の収集・共有や道路啓開方針の決定などの対応について定めています。

②活動期間

災害発生後おおむね1週間

【目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標】

用途	目的地(拠点)	啓開目標
災害対策拠点	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
医療活動拠点	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
救助活動拠点	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
物資拠点	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点	製油所	おおむね1～3日以内
航路による輸送拠点	海上輸送拠点(港湾)及び 地域防災計画に位置づけら れた漁港	おおむね1～7日以内

※啓開目標は、国の具体計画の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)」、「中部版くしの歯作戦(道路啓開オペレーション計画)」を参考に設定。

③関係機関

《各拠点(海上輸送拠点等を含む)へのルート確保に関する関係機関》

【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部社会基盤対策部隊、市町災害対策本部、
国緊急災害対策本部、国土交通省中部地方整備局

【緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関】

道路管理者(国、県、市町)、自衛隊、国土交通省TEC-FORCE

【緊急交通路の指定及び交通規制を実施する機関】

県公安委員会、県警察災害警備本部

④活動内容

ア 緊急輸送ルートの啓開活動

県社会基盤対策部隊は、優先的に道路啓開を実施するルートを決定し、速やかに道路管理者に啓開を要請します。

啓開活動については、状況に応じて、自衛隊、国土交通省TEC-FORCEへ応援要請を行い実施します。

⑤今後の検討課題等

現在、目的地までの緊急輸送ルートの設定の検討をしています。

今後は、迂回の可能性をふまえ、代替ルートの設定も検討します。

(2) 救助・救急、消火活動に関する計画

①要旨

国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を派遣します。

このため、人命救助に重要な72時間を考慮し、一刻も早い広域応援部隊による救助・救急、消火活動のため広域応援部隊が利用する救助活動拠点を定めるとともに、受援調整等の対応について定めています。

②活動期間

主に災害発生後72時間までの人命救助

災害発生後2週間までの生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水など）

③関係機関

【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部、
国緊急災害対策本部、施設管理者（救助活動拠点とする公園等の管理者）、
救助機関の連絡員（リエゾン）

【救助・救急、消火活動を行う機関】

（県内で活動する機関）

自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁

（県外から派遣される広域応援部隊）

自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、
国土交通省TEC-FORCE

④活動内容

ア 受入れ調整

県総括部隊救助班は、救助活動拠点や道路啓開に関する情報を県内の救助機関に伝達し、これを受けた各救助機関は、広域応援部隊を救助活動拠点へ誘導します。

また、施設管理者は、拠点の利用準備を行い、受入れ体制を整えます。

イ 支援活動及び調整

県総括部隊救助班は、救助要請の情報、火災発生の情報等を収集し救助機関と共有するとともに、広域応援部隊の活動の調整を行います。

また、あわせて救助機関の航空部隊の活動調整を行います。

⑤今後の検討課題等

県の広域防災拠点について、広域応援部隊が情報共有等を行う場所としての活用を検討します。

(3) 医療活動に関する計画

①要旨

多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、国は、DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする医療チームの派遣と広域医療搬送を行います。

このため、医療活動の拠点として、災害拠点病院、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を定めるとともに、全国から派遣される保健医療チームの受入れと活動調整に係る対応や、広域医療搬送等への対応などについて定めています。

②活動期間

災害発生後1週間～1ヵ月以上

③関係機関

【指揮または調整を行う機関】

県災害医療本部、DMAT調整本部、DPAT調整本部、保健所等、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、厚生労働省、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、保健医療チームのリエゾン

【被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）】

（災害拠点病院を活動場所とするチーム）

DMAT（災害派遣医療チーム）

（医療救護所等を活動場所とするチーム）

JMAT（日本医師会災害医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、日本赤十字社救護班、歯科医師会医療救護班、災害支援ナース、支援薬剤師

（保健所等を活動場所とするチーム）

DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、保健師派遣チーム

（避難所を活動場所とするチーム）

JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）

④活動内容

ア 受入れ調整

県災害医療本部は、災害拠点病院や地域の医療機関の被害状況を共有するとともに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者と連携して保健医療チームの受入れと調整を行います。

イ 支援活動及び調整

県災害医療本部は、災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関と連携し、避難所等の保健医療ニーズに対応するとともに、重症患者についてSCUを活用し、広域医療搬送または地域医療搬送を行います。

⑤今後の検討課題等

国等において検討が進められているDHEAT、災害時小児周産期リエゾンについて情報収集を行い、派遣要請の流れや活動場所などを整理します。

(4) 物資調達に関する計画

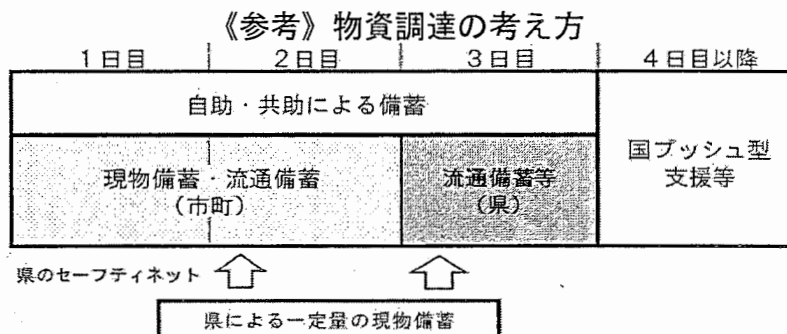
①要旨

国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで搬送するプッシュ型支援を実施します。

このため、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）や国のプッシュ型支援物資の市町配分計画を定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動のほか、国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後3日間の対応や、応急給水にかかる受援活動について定めています。

②活動期間

国のプッシュ型支援が行われる間（災害発生後3日目までを含む）



③関係機関

【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部救援物資部隊、県地方災害対策部救援物資担当、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、国土交通省中部運輸局

【物資支援活動を行う協定締結機関】

三重県トラック協会、赤帽三重県軽自動車運送協同組合、東海倉庫協会

【流通備蓄の支援を行う協定締結機関】

3日目の流通備蓄の配送を担う流通事業者（スーパー、コンビニ等）

④活動内容

ア 受入れ調整

県救援物資部隊は、広域物資輸送拠点の被害状況や道路啓開情報の収集をした上で、人員と資機材を確保し、県トラック協会や東海倉庫協会等からの物流専門家の派遣協力も得て、発災後4日目以降に国から届く支援物資の受入れと仕分けを行います。

イ 支援活動及び調整

国からの支援物資を地域内輸送拠点に配送します。また、発災後3日間は、市町の公的備蓄で対応するほか、県の協定締結企業の流通備蓄を市町へ配送します。なお、孤立地域が発生した場合には、県が備蓄するセーフティネット備蓄による物資支援を行います。

⑤今後の検討課題等

広域物資輸送拠点の代替施設としての民間物資拠点の確保と、広域物資輸送拠点への物流専門家の派遣に係る詳細について民間物流事業者と調整しています。

(5) 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

①要旨

《燃料供給》

国は、大規模災害の発生により多くの製油所等が被災する状況にあっても、石油精製業者等の系列供給網を基本として、災害応急対策活動に従事する車両への燃料や、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し優先的に供給します。

このため、国や三重県石油商業組合への燃料供給の要請手順などについて定めています。

《電力・ガスの臨時供給に関する計画》

国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、必要な電力及びガスを、電源車・ガス供給車（移動式ガス発生設備）により重要施設へ臨時供給します。

このため、国や事業者への電力・ガス供給の要請手順などについて定めています。

②活動期間

災害発生後おおむね4週間～8週間

③関係機関

《燃料供給》

【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部総括部隊総括班（燃料・電力・ガス担当）、
市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、資源エネルギー庁、
石油連盟、全国石油商業組合連合会

【燃料供給活動を行う機関】

三重県石油商業組合、中核給油所（中核SS）、小口燃料配送拠点

《電力・ガスの臨時供給》

【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部総括部隊総括班（燃料・電力・ガス担当）、
市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、経済産業省

【電力の臨時供給を行う機関】

一般送配電事業者

【ガスの臨時供給を行う機関】

一般ガス導管事業者、三重県LPガス協会

④活動内容

ア 県内での対応

《燃料供給》

災害応急対策活動に従事する車両に対しては、中核給油所から優先的な供給が行われるよう、県石油商業組合と燃料在庫等の情報共有を行い、車両の関係機関に情報提供を行います。

また、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設に対しては、小口燃料配送拠点から優先的な供給が行われるよう、県石油商業組合へ要請を行います。

《電力・ガスの臨時供給》

電力・ガスの臨時供給のニーズ調査を行うとともに、電力については、県内一般送配電事業者、ガスについては、県内一般ガス導管事業者や県LPガス協会へ臨時供給の要請を行います。

イ 国への要請

《燃料供給、電力・ガスの臨時供給》

県内での対応による燃料供給、電力・ガスの臨時供給が困難な場合、国の緊急災害対策本部に要請を行います。

⑤今後の検討課題等

県石油商業組合、石油連盟、電力事業者、ガス事業者等とともに、要請や受入れの手順について確認しています。

(6) ボランティアの受入れに関する計画

①要旨

大規模災害発生時において、高齢者、障がい者、外国人はもとより、支援を必要とする被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、多分野のボランティア・NPOが、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要があります。

このため、NPO・県社会福祉協議会・県等が協働で設置・運営を行う「みえ災害ボランティア支援センター」の活動内容や、市町における受入れの考え方、ボランティアの種類・活動内容を整理しています。

②活動期間

災害発生直後から「みえ災害ボランティア支援センター」が閉鎖されるまで

③関係機関

【ボランティアの受入れ・調整を行う機関】

県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班、市町災害対策本部、みえ災害ボランティア支援センター、現地災害ボランティアセンター

【災害支援活動の支援を行う主な関係機関】

県域の専門分野系中間支援組織、県外の間接支援型支援者、資金助成・資機材提供型の支援者

④活動内容

ア ボランティアの受入れ

県被災者支援部隊ボランティア班と「みえ災害ボランティア支援センター」は連携して、災害支援活動を行う様々な団体と情報共有、連絡調整を行うための「協働プラットフォーム」を構築し、県域の後方支援拠点として、ボランティア・NPOがより被災者のニーズに沿った支援を行えるよう受入れ体制を整備します。

イ 支援活動及び調整

県被災者支援部隊ボランティア班と「みえ災害ボランティア支援センター」は、県外の間接支援型支援者と協働で、現地災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる支援や、県内外への情報発信、関係機関との連絡・調整等、災害ボランティア活動への支援を行います。

⑤今後の検討課題等

災害支援活動を行う団体の支援を専門とする全国レベルのNPO等(JVOAD、全国社会福祉協議会等)と実施した意見交換をふまえ、ボランティアの受入れにかかる県災害対策本部、みえ災害ボランティア支援センターの活動について整理します。

(7) 高齢者や障がい者等を支援する職員(介護職員等)の受入れに関する計画

①要旨

国は、被災県や全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携し、広域的な介護職員等(訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、言語聴覚士等)の応援派遣の調整を行います。

こうした介護職員等を円滑に受入れ、高齢者や障がい者等の支援につなげるため、被災施設からの派遣ニーズの把握や、国及び県社会福祉協議会への応援要請などの活動について定めています。

②活動期間

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

③関係機関

【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部被災者支援部隊避難者支援班、市町災害対策本部、厚生労働省、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会

【介護職員等の派遣調整を行う関係団体】

三重県老人福祉施設協会、三重県身体障害者福祉施設協議会
三重県聴覚障害者協会 など

④活動内容

ア 介護職員等の受入れ

県被災者支援部隊避難者支援班は、被災した社会福祉施設の派遣希望職員のニーズを把握し、国と県社会福祉協議会に情報提供するとともに応援要請を行います。

また、国と県社会福祉協議会における介護職員等のマッチングなどの調整を行います。

⑤今後の検討課題等

介護職員等の派遣調整について、国から情報収集するとともに、県内の福祉サービス事業者団体と共有の上、受入れ等の手順を整理します。

(8) 自治体応援職員の受入れに関する計画

①要旨

大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を県及び市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、他の自治体からの広域的な応援が必要となります。

こうした自治体応援職員を円滑に受入れるために必要な災害対策本部の体制を定めるとともに、被災建築物応急危険度判定士やスクールカウンセラーなどの主な専門職種職員の活動期間・要請の流れや、自治体応援職員が従事する業務内容を整理しています。

②活動期間

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

③関係機関

【自治体応援職員を受入れる機関】

県災害対策本部総括部隊応援・受援班及び各部隊情報収集・分析班、市町災害対策本部

【自治体応援職員の派遣調整を行う機関】

全国知事会、中部ブロック知事会幹事県

【自治体応援職員の派遣を行う機関】

対口支援団体

④活動内容

ア 自治体応援職員の受入れ

「応援・受援班」は、被災市町からの人的支援の要請と、他の自治体からの人的支援の申し出を基に、配置調整を行います。

また、自治体応援職員の活動に必要な情報（宿泊所、緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況、給油所等）の提供や、会議室等の作業スペース等の確保を行います。

イ 受援状況の進行管理

「応援・受援班」は、自治体応援職員の受入れ数、被災市町からの人的支援の要請情報に対する過不足、自治体応援職員の配置調整等の受援状況の進行管理を行うため、受援調整会議を開催します。

⑤今後の検討課題等

自治体応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績などを参考に、県内市町、県関係部局の意見を聞きながら整理しています。

3 市町の受援体制の整備にかかる支援

(1) 広域受援計画への反映

本計画では、各分野の市町の受援業務についても整理し、県と一体となった市町の受援対応につなげます。

(2) 市町との検討

物資調達（地域内輸送拠点での受入れから避難所への配送）、自治体応援職員の受入れ、ボランティアの受入れについて、モデル市町と検討し、県内市町への水平展開を図ります。

【計画策定にかかるスケジュール】

- 11月16日 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・素案について意見交換
- 11月21日 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・素案について情報共有
- 12月12日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・素案について説明
- 2月下旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・最終案について意見交換
- 3月中旬 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・最終案について説明 三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・最終案の決定

2 平成29年度「防災に関する県民意識調査」結果(速報)について

1 目的

三重県では、県民の皆さんの自然災害に対する備えの状況や防災に関する意識を把握し、県の防災・減災対策に活用するため、平成14年度から「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

平成29年度の調査内容は、設問ごとの経年変化を捉える必要があることから、原則として昨年度の設問項目を踏襲しています。

2 調査方法

無作為抽出により県民の方にアンケート調査票を郵送する方法で実施しました。

- (1) 調査対象：県内全市町の20歳以上の5,000人
- (2) 調査期間：平成29年10月6日から平成29年10月20日まで
- (3) 回収率：52.8% (2,641人/5,000人)
- (4) 設問数：56問(枝問含む)

3 調査結果の概要

(1) 主な調査項目一覧

ア 災害に対する意識

- ① 問1 東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり
- ② 問5 内陸直下型地震の危険性の認知度(新規)
- ③ 問7 お住まいの地域の風水害による危険性の認知度

イ 災害時の避難行動

- ④ 問2 夜間の大地震に遭遇した際の避難行動
- ⑤ 問8 局地的大雨等の避難行動

ウ 「自助」の取組状況

- ⑥ 問10 家庭での防災対策の状況
- ⑦ 問18 地域や職場での防災活動への参加状況
- ⑧ 問30 住まいの耐震診断および地震対策の状況
- ⑨ 問11 家具固定の実施及び家具固定をしていない危険性の認識

エ 「公助」や県の施策の認知度

- ⑩ 問27 「公助」による防災・減災の取組
- ⑪ 問12 「防災みえ.jp」ホームページの認知度
- ⑫ 問15-1 「防災みえ.jp」Twitterの認知度(新規)
- ⑬ 問25-1 学校の防災教育の家庭での認知度

(2) 主な調査項目の結果

ア 災害に対する意識

東日本大震災後の防災意識について、6割を超える方が高い防災意識や危機意識を持っていた昨年度と比べ、今年度は55.2%とやや低下したものの依然として半数以上の方が高い意識を持っていることがわかりました。

内陸直下型地震についての認知度については、約4割の方が自宅周辺に活断層があること（または、ないこと）を知っていると回答しています。

風水害の危険性の認知度については、「地域の風水害の危険性について、あまり知らないまたは考えたことがない」と答えた方の全体に占める割合は、約2割と低くなっていますが、昨年度と比べてやや増加しています。

① 問1 東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり

東日本大震災の発生から6年半あまりが経過し、昨年は4月に熊本地震、10月には鳥取県中部地震が発生しましたが、この大震災と地震を受け、あなたの防災意識に変化はありますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5
選択肢	東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を維持している	東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている（またはさらに高まった）	東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある	東日本大震災発生時に危機意識を持ち、その後、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあったが、熊本地震・鳥取県中部地震の発生後、再び高まった	東日本大震災発生時にも、熊本地震・鳥取県中部地震の発生時にも、特に危機意識は持たなかった
<H29>	11.6%	15.1%	36.2%	28.5%	5.1%
<H28>	9.8%	17.0%	28.0%	36.5%	4.7%
<H27>	10.8%	27.7%	56.6%		3.4%

- ・「東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらずに持ち続けている（またはさらに高まった）」と答えた方が17.0%から15.1%に、「東日本大震災発生時に危機意識を持ち、その後、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあったが、熊本地震後、再び高まった」と答えた方の割合が36.5%から28.5%に減少しています。
- ・「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた方の割合が、熊本地震や鳥取県中部地震が発生する前年度（H27）には56.6%であったものが、当該地震発生後のH28には28.8%、H29は36.2%と低くなっています。

② 問5 内陸直下型地震の危険性の認知度（新規）

昨年は4月に熊本地震、10月には鳥取県中部地震が発生しましたが、これらの地震を受け、あなたはお住まいの地域での内陸直下型地震の危険性についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	熊本地震・鳥取県中部地震が発生する以前から、自宅周辺で活断層が近くにあること（または、ないこと）を知っていた	熊本地震・鳥取県中部地震が発生して、内陸直下型地震の危険性を実感したので、情報収集を行い、自宅周辺で活断層が近くにあること（または、ないこと）を知った	熊本地震・鳥取県中部地震が発生してから、内陸直下型地震の危険性を実感したが、自宅周辺に活断層があるかどうか、確認することはしていない	内陸直下型地震の危険性について、あまり知らない、またはあまり考えたことがない
<H29>	28.5%	9.3%	39.3%	21.4%

・約4割の方が、自宅周辺に活断層があること（または、ないこと）を知っているという結果になりました。

③ 問7 お住まいの地域の風水害による危険性の認知度

あなたがお住まいの地域の風水害（高潮や川のはん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の危険性について、どの程度ご存知ですか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	高潮による浸水の危険性があることを知っている	川のはん濫による浸水の危険性があることを知っている	内水はん濫による浸水の危険性があることを知っている	自分の家が土砂災害の危険性がある地域内またはその近くにあることを知っている	自分の家が浸水や土砂災害の被害を受けることがない、安全な場所にあることを知っている
<H29>	15.6%	28.3%	7.6%	11.9%	33.6%
<H28>	19.6%	34.1%	10.6%	14.3%	34.4%
<H27>	20.9%	34.5%	10.6%	12.4%	36.2%

	6
選択肢	地域の風水害の危険性について、あまり知らないまたはあまり考えたことがない
<H29>	21.4%
<H28>	16.3%
<H27>	15.2%

・「地域の風水害の危険性について、あまり知らないまたは考えたことがない」と答えた方は、全体に占める割合は低いものの昨年度の16.3%から、今年度は21.4%とやや増加しています。

イ 災害時の避難行動

夜間、大地震に遭遇した際にすぐに避難行動を起こそうとする方の割合が低下しています。

また、局地的大雨等の避難行動については、市町から「避難勧告」や「避難指示（緊急）」等が出されてから避難するかしないかを考える方が最も多くなっています。

④ 問2 夜間の大地震に遭遇した際の避難行動

夜遅くあなたがお自宅にいたとき、突然、今まで経験したことがないような大きな揺れに襲われ、その揺れが1分以上続き、停電もしています。揺れが収まった後、あなたは避難しますか。（一つだけ○）

	1	2	3
選択肢	すぐに避難する	しばらく様子を見てから避難する	避難しない
<H29>	17.0%	70.4%	11.7%
<H28>	20.4%	68.5%	9.8%
<H27>	17.9%	71.3%	10.2%

・「すぐに避難する」と答えた方の割合が、昨年度から減少しています。

⑤ 問8 局地的大雨等の避難行動

近年、国内では局地的な大雨が頻発し、甚大な浸水被害や土砂災害が発生しています。あなたのお住まいの地域で、これまでに経験のない大雨が急に降りだし、降り続いたとします。あなたは、このような状況において、どのような避難行動をとりますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5	6
選択肢	移動が困難な状況であっても、自宅より安全な避難所等に避難しようとする	周辺の様子を見て、避難するか自宅に留まるかを判断する	気象情報等でこれまでの総雨量や今後の予報を確認して、避難するか自宅に留まるかを判断する	市町から「避難勧告」や「避難指示（緊急）」等が出されてから避難するかしないかを考える	避難しない（避難の必要がない）	わからない
<H29>	2.4%	29.3%	19.7%	31.6%	10.5%	3.7%
<H28>	3.2%	36.7%	20.4%	22.2%	9.2%	2.8%
<H27>	3.5%	37.8%	20.1%	23.8%	8.2%	2.8%

・「市町から『避難勧告』や『避難指示』等が出されてから避難するかしないかを考える」が9ポイント以上増加し、「周辺の様子を見て、避難するか自宅に留まるかを判断する」と答えた方が昨年度から7ポイント以上減少しています。

ウ 「自助」の取組状況

県民の皆さんが、災害について「知る、備える、行動する」自助の取組に関する結果です。

家庭での基礎的な防災対策である「3日分以上の飲料水、食料の備蓄」については、増加しています。

地域や職場で何らかの防災活動に参加した方の割合は、ここ数年横ばいとなっています。(H27 47.4%、H28 49.4%、H29 48.2%)

住まいの耐震化については、耐震診断の結果を受け、補強工事を行う方が増加しています。

⑥ 問10 家庭での防災対策の状況

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	3日分以上の飲料水を備蓄している(ご家族ひとり一日あたり3リットルとして計算してください)	3日分以上の食料を常に確保している	懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している	災害が起きたとき避難する場所を決めている	災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用等、家族間の連絡方法を決めている
<H29>	33.7%	26.4%	47.3%	36.6%	10.5%
<H28>	32.5%	25.5%	48.2%	39.3%	12.2%
<H27>	30.6%	24.5%	46.7%	39.4%	11.4%
	6	7	8	9	10
選択肢	家族がはなればなれになったときの待ち合わせ場所を決めている	携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	自家用車の燃料計が半分程度になった時点で、給油をしている	お風呂にいつも水を入れている	ガラスが割れて飛び散らないよう対策をしている
<H29>	18.7%	15.3%	24.0%	11.4%	5.3%
<H28>	21.3%	15.3%	23.9%	11.2%	4.8%
<H27>	20.9%	16.6%	20.1%	11.7%	5.4%
	11	12	13	14	15
選択肢	消火器を用意している	懐中電灯や携帯ラジオ等を置く場所を決め準備しており、電池交換等、こまめに点検している	枕元にスリッパを置いている	いつも笛を身につけている	本棚や食器棚等から物が飛び出ないようにしている
<H29>	33.4%	36.2%	13.3%	3.0%	14.2%
<H28>	32.3%	33.2%	13.8%	3.3%	12.6%
<H27>	35.0%	53.2%	12.8%	3.1%	13.8%

	16	17	18	19	20
選択肢	寝室に転倒の危険性のある家具類等を置かないようにしている	地震・高潮・洪水等の自然災害に対応した保険に加入している	感震ブレーカーを設置している	ペットの餌や水、ケージ等、ペットの防災用品の準備や、避難先の検討等を行っている	その他
<H29>	35.9%	27.9%	3.6%	2.5%	2.5%
<H28>	34.1%	28.0%	3.5%	3.0%	2.8%
<H27>	35.4%	29.6%			2.4%

	21
選択肢	特に対策をとっていない
<H29>	11.8%
<H28>	13.3%
<H27>	11.1%

- ・「懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している」が 47.3%と最も多く、「災害が起きたとき避難する場所を決めている」36.6%、「寝室に転倒の危険性のある家具類等を置かないようにしている」35.9%と続いています。
- ・家庭での備蓄に関する設問である「3日分以上の飲料水を備蓄している」、「3日分以上の食料を常に確保している」については、わずかですが増加傾向にあります。

⑦ 問 18 地域や職場での防災活動への参加状況

あなたは、過去1年間に、お住まいの地域や職場での防災活動に参加したことがありますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	地域の防災活動に参加した	職場の防災活動に参加した	地域と職場、両方の防災活動に参加した	参加していない
<H29>	29.8%	14.2%	4.2%	49.8%
<H28>	28.9%	16.3%	4.2%	48.5%
<H27>	27.3%	15.8%	4.3%	51.2%

- ・地域や職場で何らかの防災活動に参加した方の割合は 48.2% (内訳：地域 29.8%、職場 14.2%、地域・職場 4.2%) となり、ここ数年は横ばいです。(H27 47.4%、H28 49.4%、H29 48.2%)

⑧ 問 30 住まいの耐震診断および地震対策の状況

あなたのご自宅(同じ敷地内で建替えを行った場合、建替え前の住宅を含む、借家も含む)は、耐震診断を受けたことがありますか。受けたことがある場合は、診断結果はどうでしたか。(一つだけ○)

※ 一戸建ての持ち家・借家で昭和56年5月以前に着工・建築された木造の家と回答された方を対象としています。

	1	2	3
選択肢	受けたことがない	受けたことがあり、補強工事が必要と診断された	受けたことがあり、補強工事は必要なかった
<H29>	76.2%	12.8%	3.1%
<H28>	77.9%	9.1%	3.0%
<H27>	78.1%	10.6%	2.5%

「2. 受けたことがあり、補強工事が必要と診断された」と回答された方にお尋ねします。耐震補強が必要と診断された後、補強工事を行いましたか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5
選択肢	補強工事を行った	建て替えた	補強設計のみ行った	現在検討中	工事を行うつもりはない
<H29>	32.4%	0.0%	1.9%	28.7%	32.4%
<H28>	27.5%	4.4%	3.3%	22.0%	41.8%
<H27>	22.8%	0.0%	3.0%	34.7%	38.6%

- ・「耐震診断を受けたことがあり、補強工事が必要と診断された」方のうち、「補強工事を行った」方が32.4%と昨年度から増加しました。
- 一方で「工事を行うつもりはない」と答えた方は、32.4%と昨年度より減少しました。
- ・耐震診断や耐震補強工事の補助対象となる「昭和56年5月以前に着工・建築された木造の一戸建ての持ち家・借家」について、「耐震診断を受けたことがない」と答えた方の割合が最も多く、76.2%でした。

⑨ 問11 家具固定の実施及び家具固定をしていない危険性の認識

ご自宅では、家具類や冷蔵庫、テレビなどが転倒しないよう固定をしていますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	大部分固定している	一部固定している	固定していない	固定する必要がない
<H29>	11.8%	40.7%	45.6%	1.1%
<H28>	10.8%	39.3%	48.1%	0.9%
<H27>	10.4%	39.6%	47.8%	1.3%

「2. 一部分固定している」、「3. 固定していない」、「4. 固定する必要がない」と回答された方にお尋ねします。あなたのご自宅は、一部の家具固定や家具固定なしでも、ケガをしない、家屋から脱出できなくなることがない等、安全な状態にありますか。

(一つだけ○)

	1	2
選択肢	安全な状態にある	安全な状態とは言えない
<H29>	37.2%	59.2%
<H28>	35.5%	61.3%
<H27>	36.3%	61.1%

- ・「大部分固定している」と答えた方の割合が、昨年度から増加し、11.8%となりました。
- ・「固定していない」と答えた方の割合は45.6%と、ここ数年減少傾向にあります。関連設問においては、うち59.2%と半数以上の方が、家具の固定について「安全な状態とは言えない」と答えています。

エ 「公助」や県の施策の認知度

防災基盤の整備推進や情報収集・提供体制の強化など「公助」による防災・減災の取組に関する結果です。

防災・減災の取組が進んできた実感する項目については、昨年度とほとんど変化がありませんでした。

また、防災教育については、児童または生徒がいる家庭の約7割が、学校で防災教育が行われていることを認知しています。

⑩ 問27 「公助」による防災・減災の取組

東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受け、三重県では防災・減災対策を県政の最重要課題に掲げて、国や市町など関係機関と連携しながら様々な取組を進めているところです。あなたは、どのようなときに、以前よりも防災・減災の取組が進んできた実感しましたか。(いくつでも○)

	1	2	3	4	5
選択肢	テレビや新聞で県や市町等の防災・減災施策に関する報道が増えてきたと感じたとき	県や市町の広報誌等で防災・減災対策に関する取組を目にする機会が増えてきたと感じたとき	地域における防災講演会等の防災啓発イベントの開催頻度が増え、内容が充実してきたと感じたとき	携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき	避難路や避難所の整備、堤防の補強工事や河川改修等のハード整備が進んできたと感じたとき
<H29>	51.7%	29.3%	11.9%	49.1%	17.9%
<H28>	52.2%	30.7%	12.3%	50.6%	18.1%
<H27>	55.5%	36.3%	13.3%	48.2%	20.6%

	6	7
選択肢	その他	あまり取組が進んだとは思わない
<H29>	1.9%	12.2%
<H28>	1.9%	12.7%
<H27>	2.0%	11.0%

- ・「テレビや新聞による報道」と答えた方の割合が51.7%と最も多く、「メールやインターネットによる情報発信」が49.1%、「県や市町の広報誌等」が29.3%と続いています。

⑪ 問 12 「防災みえ.jp」ホームページの認知度

あなたは、「防災みえ.jp」ホームページをご存知ですか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	知っている、大雨や台風等の災害が発生する恐れがある時(以下「災害時」という。)に見たことがある	知っているが、災害時に見たことがない	知らない	インターネットを使っていない
<H29>	17.2%	24.2%	42.1%	14.2%
<H28>	16.4%	21.7%	45.7%	14.3%
<H27>	16.0%	22.5%	45.6%	14.2%

- ・「知っている、災害時に見たことがある」と答えた方の割合が、昨年度から増加し、17.2%となりました。
- ・「知らない」と答えた方の割合は減少傾向にあります。最も多い42.1%でした。

⑫ 問 15-1 「防災みえ.jp」Twitterの認知度(新規)

三重県では、大雨や洪水に関する注意報や警報発令等の気象情報や全国の地震情報等の防災情報を、「防災みえ.jp」のTwitter(ツイッター)で発信しています。あなたは、このことをご存じですか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	フォロワーになっている	知っているが、フォロワーになっていない	以前にフォローになっていたが、やめた	知らない
H29	2.6%	12.5%	0.4%	79.9%

- ・「知らない」と答えた方が約8割と最も多く、「知っているがフォロワーになっていない」が12.5%、「フォロワーになっている」が2.6%となっています。

⑬ 問 25-1 学校の防災教育の家庭での認知度

三重県では、「防災ノート」等防災教育用の教材を作成・配布し、学校での活用を要請するなど、学校での防災教育の充実に取り組んでいます。あなたは、お住まいの児童生徒が通っている学校の防災教育についてのどの程度知っていますか。(一つだけ○)

※ 複数の児童生徒がいる場合は、一番年下の児童生徒が通っている学校についてお答えください。

	1	2	3	4
選択肢	学校の防災教育の内容を知っており、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある	学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない	学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない	学校で防災教育が行われているかどうかわからない。
<H29>	16.0%	13.2%	36.8%	31.1%
<H28>	15.7%	13.1%	39.6%	28.6%
<H27>	15.3%	16.4%	33.9%	31.7%

- ・小学生から高校生までの児童生徒がいる家庭の約7割が、学校で防災教育が行われていることを認知しています。
- ・そのうち、「学校の防災教育の内容を知っており、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある」16.0%、「学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない」13.2%と、学校の防災教育の内容まで認知している家庭は、あわせて約3割と昨年度より増加しました。

4 今後の対応

(1) 県民の防災意識

今回の意識調査では、東日本大震災の発生以降、薄れつつあった県民の皆さんの危機意識が、熊本地震が発生した昨年度と比べ低下したものの、半数以上の方が高い意識を持っていることがわかりました。

また、約4割の方が自宅周辺に活断層があること（または、ないこと）を知っていることがわかりました。

(2) 自助の取組

自助の取組については、非常持ち出し袋の準備や食料・飲料水の3日分以上の備蓄等、具体的な行動に取り組んでいる方の割合は増加しているものの、まだ3割程度に留まっています。

(3) 今後の対応

引き続き、県民の防災意識を防災行動につなげるよう対策を実施していくことが大切です。

日頃からの備えである住宅の耐震化、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の取組や、防災訓練への参加等を県民の皆さんに呼びかけ、市町、企業、防災関係機関と連携しながら、地域の防災力の向上に努めます。

なお、本調査結果については、年齢、市町別、津波危険地域等の属性別や設問間のクロス集計などにより、さらに分析を加えたうえで報告書として取りまとめ、市町を始めとする関係機関との情報共有を図るとともに、今後の防災・減災対策に活用していきます。

3 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の検討状況について

1 検討状況について

「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」の策定に向けて、全体の構成についての検討を進めるとともに、みえ防災・減災センターを活用した庁内ワークショップを開催し、課題解決のために取り組む「重点的取組」の内容について、とりまとめを行いました。

2 計画の基本的な事項

(1) 計画の特徴

現行の「三重県新地震・津波対策行動計画」と「三重県新風水害対策行動計画」の計画期間が平成29年度までとなっていることから、「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」は、これら2つの計画を統合し、今後の三重県の防災・減災対策のあり方を示す計画として、平成29年度末までにとりまとめる予定です。

(2) 計画期間

平成30年度から平成34年度の5年間とします。

2 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）構成案について（資料3-1）

第1章	計画策定の背景
第2章	対策上想定すべき災害の様相
第3章	「新地震・津波対策行動計画」、 「新風水害対策行動計画」の 検証と結果
第4章	検証結果から見えてきた課題
第5章	計画の基本的な考え方
第6章	計画の基本事項
第7章	課題解決に向けた重点的取組
第8章	行動計画

3 課題解決に向けた重点的取組について（資料3-2）

第4章の検証結果により、「取組が進んでおらず、効果的な取組を検討して進捗を図る必要があるもの」や「取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題があるもの」などが明らかになったことから、第7章で7つの新たな「重点的取組」を設定し、さらに重点的取組を計画的に進めるための行動項目や数値目標等を定めた「重点行動項目」を設定することにより、課題の解決に向けた対策を推進することとします。

【計画策定にかかるスケジュール】

- 1月 パブリックコメント
- 2月下旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
 - ・最終案についての意見交換
- 3月中旬 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
 - ・最終案について説明三重県防災対策会議（部長級会議）
 - ・最終案の決定